

# 協議 3 号

長野市立鬼無里中学校 及び  
長野市立清野小学校の閉校について (案)

## 1 協議事項

- ・長野市立鬼無里中学校を、令和9年3月31日をもって閉校とする。
- ・長野市立清野小学校を、令和7年3月31日をもって閉校とする。

## 2 今後の予定

年月日	内 容
令和5年12月	市議会定例会へ「長野市立学校設置条例の一部を改正する条例」（案）提出
令和6年1月	教育委員会定例会にて「長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」改正（案）について協議
令和7年3月31日	清野小学校閉校
令和9年3月31日	鬼無里中学校閉校

# 【資料 1】 鬼無里中学校の閉校について

## ① 鬼無里中学校の生徒数の推計

	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
1年	複式 { 5 3	複式 { 3 4	複式 { 6 3 4	複式 { 2 6	複式 { 1 2	複式 { 4 1
2年						
3年	3	3		3	6	2
<b>合計</b>	<b>11</b>	<b>10</b>	<b>13</b>	<b>11</b>	<b>9</b>	<b>7</b>
<b>学級数</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>

※令和 5 年 5 月 1 日の住民基本台帳から推計

## ②鬼無里地区での学校の在り方検討の経過

年月日	内 容	Step
平成31年1月 ～平成31年2月	住民自治協議会へ「答申」について説明、進め方について相談	1 2
平成31年2月23日	鬼無里地区住民説明会実施	3
平成31年2月 ～令和3年10月	「答申」保護者説明会及び保護者による意見交換等	4
令和3年11月 ～令和5年3月	鬼無里小中学校保護者等により「鬼無里小中学校のこれからを考える懇談会」を立ち上げ、協議 保護者等により鬼無里中学校の閉校を決定	
令和5年5月 ～令和5年6月	上記決定を受け、住民自治協議会により「鬼無里地区の保育と教育を支える会」を立ち上げ、協議 住民自治協議会において鬼無里中学校の閉校を決定	5
令和5年7月	住民自治協議会から要望書提出に係る地区へのお知らせを全戸配布	
令和5年8月4日	住民自治協議会から教育長宛に要望書を提出	

### ③－ 1 鬼無里地区の要望骨子と対応案について

#### 【方向性】

鬼無里中学校は令和8年度末（令和9年3月末）をもって閉校する。

	要望の骨子	対応案
1	<p>令和8年度末（令和9年3月）をもって鬼無里中学校を閉校して頂きたい。</p> <p>令和7年度入学生（現小学校5年生）からは、隣接中学校への通学を希望します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度末（令和9年3月）をもって鬼無里中学校を閉校とする。</li> <li>・指定校を立地環境から西部中学校とし、戸隠中学校を選択できる学校とする。</li> <li>・令和7年度入学生（現小学校5年生）から、西部中学校及び戸隠中学校への指定校変更を認める。</li> <li>・小川村立小川中学校に通学できるよう、今後、小川村と協議する。</li> </ul>
2	<p>指定校は西部中学校とし、選択校として戸隠中学校及び小川中学校を希望します。</p>	
3	<p>生徒の通学手段を確保すると共に、部活動に参加できるように配慮願います。</p>	<p>一般的、効率的、合理的な方法で通学手段を確保し、学校の部活動にも参加できるよう配慮する。</p>

### ③－2 鬼無里地区の要望骨子と対応案について

要望の骨子	対応案
4 移行期においても十分な教員数を配置するようご配慮願います。	十分な教員数を配置するよう努める。
5 小規模特認校制度により通学を希望される方へ、通学費の補助をご検討いただきたい。	答申の理念に沿うよう支援する方向で検討する。
6 中学校の閉校時期を伝えたくて、「小規模特認校制度」についての説明を継続していただきたい。	各学校に改めて周知するなど、今後とも説明を継続する。
7 児童・生徒数が少ないので、各場面で近隣の小学校、中学校との連携を図っていただきたい。	引き続き、学校間連携を図っていく。

# 【資料 2】 清野小学校の閉校について

## ①清野小学校の児童数の推計

	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
1 年	複式 { 4 3	複式 { 1 5	複式 { 7 1	3	複式 { 3 3
2 年				7	
3 年	4	複式 { 3 4	複式 { 5 3	複式 { 1 5	複式 { 7 1
4 年	7				
5 年	8	7	4	複式 { 3 4	複式 { 5 3
6 年	5	8	7		
<b>合計</b>	<b>3 1</b>	<b>2 8</b>	<b>2 7</b>	<b>2 3</b>	<b>2 2</b>
<b>学級数</b>	<b>5</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>3</b>

※令和 5 年 5 月 1 日の住民基本台帳から推計

## ②松代地区での清野小学校の在り方検討の経過

年月日	内 容	Step
平成31年1月 ～令和元年5月	住民自治協議会へ「答申」について説明、進め方について相談	1 2
令和元年9月 ～令和5年4月	「答申」保護者説明会及び清野小学校保護者による意見交換等 保護者懇談会にて清野小学校の閉校を決定	4
令和5年5月 ～令和5年6月	上記決定を受け、清野地区により「清野小学校あり方委員会」を立ち上げ、協議 清野地区住民懇談会を開催し、清野地区において清野小学校の閉校を決定	5
令和5年7月	清野地区から松代地区住民自治協議会に「清野小学校を閉校」とする要望書を提出	
令和5年7月 ～令和5年8月	上記要望を受け、住民自治協議会により「松代地区学校問題検討委員会」を立ち上げ、協議 住民自治協議会において清野小学校の閉校を決定	
令和5年9月27日	住民自治協議会から教育長宛に要望書を提出	

※Step 3は略



### ③ - 1 松代地区の要望骨子と対応案について

#### 【方向性】

清野小学校は令和6年度末（令和7年3月末）をもって閉校する。

要望の骨子	対応案
<b>1 閉校後の学区の変更について</b>	
清野小の保護者の意向を尊重し、松代小学校区へ学区の変更をお願いしたい。	指定校を立地環境から松代小学校とする。
<b>2 通学支援について</b>	
子どもたちが安全に松代小学校に通学できるよう保護者と十分に話し合い、保護者の意向を尊重し、通学支援をしていただきたい。	保護者の意向を尊重した上で、一般的、効率的、合理的な方法で、通学支援を行う。

## ③－2 松代地区の要望骨子と対応案について

要望の骨子	対応案
<b>3 令和6年度入学予定者の児童対応について</b>	
令和6年度の入学予定者が、閉校後の指定校（松代小学校）への通学を希望した場合には、保護者の意向を尊重して通学を可能としてほしい。また、その場合には2と同様に通学支援をしていただきたい。	令和6年度入学予定者の松代小学校への指定校変更を認め、通学支援については2と同様の扱いとする。
<b>4 学校施設の後利用について</b>	
清野小学校閉校後の学校施設の後利用については、清野地区並びに住民自治協議会と協議することをお願いしたい。	清野地区、住民自治協議会と協議する。
<b>5 その他</b>	
清野小学校閉校後も、引き続き、松代地区の子どもたちの教育環境にかかる諸課題について、教育委員会をはじめ関係部局の助言をお願いしたい。	引き続き、丁寧に対応する。